

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月18日（平成28年（行情）諮問第154号）

答申日：平成28年8月4日（平成28年度（行情）答申第258号）

事件名：特定労働基準監督署長が作成した平成27年現在の事業場台帳（労働者数500人以上）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署長が作成した平成27年度の事業場台帳」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年10月8日付け東労発総開基27-105第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示とした部分は、不開示の情報に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における法の適用条項を法5条6号から同号柱書に改め、また、原処分において不開示とした部分のうち、下記2（5）に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号、2号イ及び6号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 2 理由

##### （1）本件対象文書の特定について

処分庁によると、行政文書ファイル管理簿に「事業場台帳」として記載されている情報は、労働基準行政情報システム（以下「基準システム」という。）において電子データとして登録管理されている個別事業場に係る各種情報を出力印刷した「事業場基本情報」と同意であるとの説明

であった。

基準システムとは、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署を専用の通信回線で結ぶネットワークシステムであって、個別事業場に係る各種情報（監督指導の状況、災害発生状況等）等を電子データとして登録管理しているものである。

本件開示請求に基づき、処分庁において、「局 東京，署 特定労働基準監督署（以下「特定署」という。），労働者数500人から」を条件に設定し、基準システムにより事業場基本情報の検索を行ったところ、合計145事業場の情報が抽出されたため、これを本件対象文書として特定した。

## （2）事業場基本情報について

本件対象文書である事業場基本情報には、「基本情報」，「事業場情報」，「管理状況」，「委託者」及び「参考事項」の各項目から構成された各種情報が記載されている。

そのうち、「基本情報」の項目には、①局名，署名，事業場キー，名称等変更及び廃止年月日，②労働保険番号及び登録区分，③事業場名，④所在地，コード及び郵便番号，⑤代表者職氏名並びに⑥電話番号（総務，安全衛生，FAX），事業場，委託者及び寄宿舍が記載されている。

「事業場情報」の項目には、⑦業種，⑧労働者数（男女別，事業場全体，派遣，年少者，パート，外国人及び企業全体）及び入力年月日，⑨週所定労働時間及び入力年月日，⑩店社，⑪労働組合，⑫所属団体（関係団体及び事業主団体），⑬本社所在地並びに⑭主要業務・製品名が記載されている。

「管理状況」の項目には、⑮有害業務の有無・健康診断（定期，有機溶剤，鉛，四鉛，特化物，石綿，高気圧，電離放射線，酸素欠乏危，じん肺，指導勧奨，作業主任者，就業制限，作業環境測定，健康診断については各最新健診年月日），⑯危険・特定機械有無（プレス，木工加工，荷役運搬，車両系建設，産業ロボット，移動クレーン及びゴンドラ）及び⑰その他（最新監督年月日，最新司法事件年月日，最新死傷病報告年月日，就業規則届出年月日，安衛体制報告年月日，安衛指導年月日，時間外労働・休日労働に関する協定届（届出年月日及び到達番号）及び要監理事業場台帳最新移行年月日）に関する情報が記載されている。

「委託者」の項目には、⑱業種，⑲委託業務及び⑳家内労働者数（男女別，営業所全体及び年少者）に関する情報が記載されている。

「参考事項」の項目には、㉑当該事業場に関するその他参考事項が記載されている。

## （3）原処分における不開示部分について

原処分においては、①のうち事業場キー，②のうち労働保険番号，③

事業場名，④のうち所在地（丁目以降の記載に限る。以下同じ。）及び郵便番号，⑤代表者職氏名並びに⑥のうち電話番号を，また，⑩店社，⑬本社所在地，⑭主要業務・製品名及び⑰当該事業場に関するその他参考事項のうち，記載のあるものについては不開示としている。

さらに，⑦業種，⑧のうち労働者数（企業全体）及び⑫所属団体（関係団体及び事業主団体）の一部については不開示としている。

#### （４）不開示情報該当性について

##### ア 法５条１号不開示情報該当性

本件対象文書に記載された⑤代表者職氏名（法人代表者の職氏名及び事業を営む個人の氏名を除く。）には，特定個人の職，氏名が記載されており，これは，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報に該当する。

したがって，法５条１号本文に該当し，かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

##### イ 法５条２号イ不開示情報該当性

本件対象文書に記載された①のうち事業場キー，②のうち労働保険番号，③事業場名，④のうち所在地及び郵便番号，⑤代表者職氏名（法人代表者の職氏名及び事業を営む個人の氏名に限る。），⑥のうち電話番号，⑩店社，⑫所属団体（関係団体及び事業主団体），⑬本社所在地，⑭主要業務・製品名及び⑰当該事業場に関するその他参考事項は，事業場を特定する情報あるいは事業場の実態に関する情報である。

既に原処分においては，監督・司法事件や有害業務の有無，各種報告の届出年月日等が開示されていることから，事業場名が併せて開示されることになれば，当該事業場にとって秘匿すべき労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する種々の情報も公になることとなる。

当該事業場が臨検監督や司法処分を受けた事実や内部管理情報がそのまま公になることは，取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法５条２号イの不開示情報に該当する。

なお，⑦業種，⑧のうち労働者数（企業全体）は，これのみをもって事業場を特定できるものではないが，本件開示請求においては，対象を特定署に限定しているため，所轄地区が特定されており，寡占業種や企業規模が極端に大きい事業場については，これらを公にするだけで事業場を明らかにすることと同じとなるため，上記に加えて一部の⑦業種，⑧のうち労働者数（企業全体）についても事業

場を特定する法5条2号イの不開示情報に該当する。

また、②のうち労働保険番号が開示されているものについては、本来法5条2号イに該当するため、不開示とするべきものであるが、原処分を取消し、当該部分を不開示とすることには意味がないことから、本件に限り、開示を維持することとする。

#### ウ 法5条6号柱書不開示情報該当性

本件対象文書に記載された<sup>⑳</sup>当該事業場に関するその他参考事項には、当該特定事業場が特定署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されており、これが公にされた場合には、このような信頼関係が失われ、事業場が特定署に対する情報提供に協力的でなくなり、特定署の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書の不開示情報に該当する。

#### (5) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした情報のうち、一部の⑦業種、⑧のうち労働者数については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

#### (6) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「不開示とした部分は、不開示の情報に該当しない。」と主張しているが、不開示情報該当性については、上記(4)で示したとおりであることから、請求者の主張は失当である。

### 3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年2月18日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年3月2日 審議
- ④同年7月21日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤同年8月2日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定労働基準監督署長が作成した平成27年度の事業場台帳」であり、処分庁は、法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして、当該文書の一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分

において不開示とした部分のうちの一部については、諮問に当たり開示するが、その余の部分については、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するので不開示を維持するとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 「労働保険番号」、「事業場名」、「所在地」、「郵便番号」及び「電話番号」の各欄の不開示部分

当該部分は、事業場が特定される情報が記載されており、事業場情報や監督・司法事件や有害業務の有無、各種報告の届出年月日等が原処分で開示されているところ、これらが公にされた場合には、当該特定事業場と競争上の地位にある他の事業場等に、特定事業場の具体的な労務管理状況や有害業務の有無、特定署が行った臨検監督や司法送致の有無、災害発生状況などを知られることとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### (2) 「事業場キー」欄

諮問庁は、当該部分は、事業場が特定される情報であり、既に原処分においては、監督・司法事件や有害業務の有無、各種報告の届出年月日等が開示されていることから、これを公にすることにより事業場が特定されることになれば、当該事業場にとって秘匿すべき労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する種々の情報も公になることとなる。当該事業場が臨検監督や司法処分を受けた事実や内部管理情報がそのまま公になることは、取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると説明する。

そこで、事業場キーとは、どのような場合に付与され、業務ではどのように使用されている番号であるかについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、事業場キーとは、労働基準監督機関の職員が労働基準行政システムにより事業場を登録した際に機械的に付与される事業場の番号であり、類似名称の事業場が複数ある場合等において、対象事業場を検索する場合等に使用されるとのことであった。

この説明を踏まえると、当該部分が公にされた場合、当該事業場が臨検監督や司法処分を受けた事実や内部管理情報がそのまま公になるとの諮問庁の説明は首肯できない。

したがって、当該部分は、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法

5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(3) 「代表者職氏名」欄

当該部分は、事業場が特定される情報であって、上記(1)と同様の理由により、法5条2号イに該当すると認められ、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 「店社」、「所属団体(関係団体)」、「本社所在地」、「主要業務・製品名」並びに「業種」及び「労働者数(企業全体)」欄の不開示部分

当該部分は、特定企業名、本社所在地、事業場が少ない業種名等であり、本件開示請求に係る対象事業場が特定署管内に所在する事業場に限定されているため、これらが公にされた場合には、事業場の関係者等に当該事業場が特定される可能性があるとは認められる。

したがって、上記(1)と同様の理由により、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 「参考事項」欄の不開示部分

ア 102頁及び105頁1行目は、特定事業場からの連絡事項又は原処分で開示されている情報からおのずと明らかとなる情報であって、これを公にしても、取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、特定署と当該事業場の信頼関係が失われ、当該事業場が特定署に対する情報提供に協力的でなくなり、特定署の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分は、当該事業場の旧社名、親会社の名称、特定署の実施する会議への出席状況、特定署が把握した雇用管理状況等であり、上記(4)と同様の理由により、当該部分は、法5条2号イに該当すると認められ、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙に掲げる部分は同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず開示すべきであるが、その余の部分は同条2号イに該当すると認められるので、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

- 1 「事業場キ一」欄
- 2 「参考事項」欄
  - ・ 1 0 2 頁, 1 0 5 頁 1 行目